

令和元年 加納中学校 部活動指針

1 基本方針

(1) 教育活動の一環としての位置付け

- ・加納中学校の部活動に所属するすべての生徒が健全な心身の育成を図ることができるようにする。特に運動部活動各部においては競技力向上も大切にするが、基礎体力の向上や望ましい競技態度の定着等、生涯に渡ってスポーツに慣れ親しもうとする資質の基礎を築くことを第一とする。

(2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実

- ・技能や記録，集団における役割や仲間との人間関係づくり等の目標や課題を自ら設定し，その達成，解決に向けて，仲間と共に考え，判断して実践につなげるといった自立して取り組む力を，発達の段階に応じて育成する。

(3) 地域の特色を生かした学校，家庭，地域の役割と必要に応じた連携

- ・生徒の自主的，自発的な活動の場の充実に向けて，運動部活動，保護者等が運営するクラブの役割を明確にし，必要に応じて連携を図りながら，特色ある部活動に取り組む。
- ・各部に所属する生徒全員の保護者で構成する保護者会（以下，「保護者会」という。）を組織し，PTA総会や保護者会，また，地域の関係者に対して，学校の指導目標及び方針，各部の活動目標及び方針，計画等を丁寧に説明し，理解を得る。

2 運営

(1) 部活動の定義

- ・加納中学校における部活動とは，生徒の自主的，自発的な参加により運営される。活動を授業日のほか休日にも行う。ただし，生徒の活動全体を見渡して，休養日や活動時間を適切に設定する。

(2) 設置部活動

- ①軟式野球部 ②ハンドボール部 ③サッカー部 ④バスケットボール部男子
- ⑤バスケットボール部女子 ⑥バレーボール部女子 ⑦バドミントン部
- ⑧ソフトテニス部男子 ⑨ソフトテニス部女子 ⑩剣道部
- ⑪合唱部 ⑫絵画部 ⑬パソコン部

(3) 部活動の組織

- ・部活動各部において，生徒代表1名（部長）を選出することとする。
- ・部活動各部において，保護者会を組織し，年1回以上会合（保護者総会）を開く。
- ・保護者総会において，該当部活動の保護者会代表（以下，「部の代表」）1名を選出する。
- ・部の代表は部活動保護者会代表者会に該当部活動を代表して出席する。なお，部活動保護者会代表者会は，5月，9月，2月の年3回実施する。
- ・部の代表以外の役職が必要な場合，部活動各部において検討の上で設置する。
- ・絵画部，合唱部及びパソコン部においては，上記の項目を適用しない。

(4) 部活動の顧問

- ・部活動各部の顧問には加納中学校の教員を充てる。ただし，部活動のうち，同一種目で男女別がある場合は，その両方を兼ねる顧問を充てる場合もある。
- ・各運動部には，生徒のけがや事故を未然に防止し，安全な運動部活動を実現するとともに，不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう，複数の顧問を置く。

3 管理

(1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

○ 活動時間

<平日>

- ・始業時刻前に活動を行う場合は、成長期に欠かせない十分な睡眠時間の保障、朝食喫食ができるよう、生徒の自主的な練習を含め、開始時刻を午前7時30分とする。
- ・放課後の活動終了時刻は、各学校が生徒の下校時の安全確保ができるよう、以下の通りとする。

4月	16:25~17:15	17:30下校	10月	16:25~16:45	17:00下校
5月	16:25~17:30	17:45下校	11~1月	部活動なし	16:35下校
6~7月	16:25~17:45	18:00下校	2月	16:25~16:45	17:00下校
8~9月	16:25~17:15	17:30下校	3月	16:25~17:15	17:30下校

<休日>

- ・1日の活動時間は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○ 休養日

<平日>

- ・5日間のうち会議の日や学級優先の日を設け、2日間以上の休養日を設ける。

<休日>

- ・休日に部活動を行う場合は、生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする（第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする）。
- ・大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に休養日を設ける。

○ 大会及び対外試合等への参加

- ・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合を精選し、計画的に参加する。
- ・年末年始やお盆期間等は、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。

○ 長期休業中の活動

- ・学期中の活動基準を踏まえ、無理のない活動日を設定する。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

○ 生徒の健康管理

- ・顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。

○ 事故の未然防止

- ・けがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- ・顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。

4 指導体制

(1) 社会人指導者及び部活動指導員の活用の工夫

- ・社会人指導者の委嘱や部活動指導員の配置をする場合には、学校の指導目標及び方針、各部の活動目標及び方針、指導計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、校長、顧問と社会人指導者等との間で十分な調整を行い、社会人指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

(2) 部活動と保護者等が運営するクラブの活用

○ 保護者等が運営するクラブの活用

- ・部活動各部に所属する生徒及びその保護者が、「授業日及び長期休業中の平日」以外の活動を希望する場合、クラブ活動として実施することができる。
- ・クラブ活動を実施する場合は、その活動に参加する者が本校の生徒であることに鑑み、別に定める『加納中学校 クラブ活動 全体規約』に基づくこととする。

(3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

○ 運動部活動に関わる指導者の資質向上

- ・校長、顧問、社会人指導者等は、いかなる理由があっても、運動部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ・社会人指導者等が体罰等を行った場合には、その委嘱を解き、運動部活動への指導に当たさせない。
- ・顧問及び社会人指導者等は、当該運動種目の技術的な指導とともに、生徒の発達段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、向上させる。

5 会計管理

○ 部費等の徴収

- ・部活動の運営にかかわる予算は、PTA部活動会計の消耗品費及び各部で徴収する部費を充てることとし、特別に徴収しないことを原則とする。
- ・各部において、活動に必要な費用を個人に過重な負担がない範囲とする。なお、徴収の金額及び方法については、各部で決定する。

○ 部費等の管理

- ・会計処理は、保護者会が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。

○ 物品等の購入にかかる業者の選定

- ・物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。